平成２９年（フ）第４３５号
神奈川県秦野市堀西621番地の１
債務者　黒木　聡美
１　決定年月日時　平成29年８月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２９１号
神奈川県伊勢原市上粕屋369番地の３　ロイヤルハウスあだち丘303号
債務者　板垣　京子
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８０号
千葉県東金市西福俵64番地１　アクアシティⅠ―206
債務者　市原　　武
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第４０号
新潟県燕市大曲501番地　アップルツリーＢ102号
債務者　渡邉　洋子
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第４２号
新潟県三条市須頃２丁目105番地　ファルツェ・コラージオＢ―101
債務者　藤塚　利彦
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第４３号
新潟県加茂市寿町18番25号、前住所新潟県加茂市芝野３番８号
債務者　坂田　幸司
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第６４０号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹92番地
債務者　仲谷　訓史
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８７号
堺市西区浜寺諏訪森町中１丁39番地24　ハイツ山野Ⅱ　Ｄ号
債務者　服部　嘉徳
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７０８号
堺市南区桃山台３丁１番13―103号
債務者　大谷　英一
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７３１号
大阪府柏原市片山町13番71―205号　アネックス
債務者　上田　正美
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７３２号
大阪府柏原市片山町13番71―205号　アネックス
債務者　濱　　若告
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
兵庫県小野市天神町1147番地
債務者　宮本裕太朗
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１１５号
和歌山市相坂128番地
債務者　田中　佑弥
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５号
和歌山県橋本市光陽台２丁目８番地の４
債務者　谷口　直基
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６２号
和歌山市布施屋678番地
債務者　青竹　加代
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７２号
和歌山市三沢町４丁目16番地２、申立時の住所和歌山県岩出市山786番地の10（203号）
債務者　増田　　崇（旧姓西根）
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８７号
和歌山市西浜1128番地６
債務者　南　　史朗
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８８号
和歌山県橋本市高野口町向島９番地の21
債務者　南口久美子（旧姓磯﨑）
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係